

令和3年度 集团指導

地域密着型通所介護 説明資料

令和4年1月

前橋市 福祉部 指導監査課

目次

| | | | |
|------------|-----------------------|-------|----|
| 1 | 指導監督 | | 1 |
| 2 | 業務管理体制 | | 3 |
| 3 | 基準改正事項（地域密着型通所介護） | | 7 |
| 4 | 高齢者虐待防止 | | 10 |
| 5 | 実地指導における指摘事例 | | 14 |
| 参考1 | 関係法令等一覧 | | 21 |
| 参考2 | 前橋市発出通知 | | |
| 参考3 | 介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント | | |

資料中の法令等の名称は略称を使用しています。正式名称については、**参考1**関係法令等一覧を参照してください。

1 指導監督

(1) 目的と仕組み

指導監査課では、介護サービスの質の確保と保険給付の適正化を図るため、前橋市内に所在する介護サービス事業所に対して、指導監督を行っています。具体的には、下表のとおり「指導」と「監査」に区分して実施しています。

| 区分 | | 目的・内容 | 実施時期 |
|----|------|---|----------------|
| 指導 | 集団指導 | 適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底等を図るために、講義やオンライン等の形式により、複数の事業所に対して指導する | 実施計画に基づき定期的に実施 |
| | 実地指導 | 事業者が行うサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、自ら法令等を遵守する事業者の育成を目指して、個別の事業所に対し、実地において介護サービスの取扱いや介護報酬の請求について指導する | |
| 監査 | | 介護報酬の不正請求や指定基準違反の疑い又は介護サービス事業所内で発生した高齢者虐待の疑いに対し、事実確認を行い、公正かつ適切な措置を行うために実施する | 機動的に実施 |

これらの指導監督により、適切な運営を行っている介護サービス事業者等を支援するとともに、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めることを目的としています。

(2) 実地指導の流れ

実施計画に基づき、対象となる事業者には、実地指導の約1か月前に実施日、対象の事業所の名称・サービス種類、事前提出資料、当日準備資料等を記載した実施通知を送付しています。通知が届きましたら内容をご確認のうえ、ご対応願います。

なお、実地指導の流れ及び事前提出資料の内容等は、前橋市ホームページにも掲載しています。

前橋市ホームページ>組織から探す>福祉部>指導監査課>業務案内
>【介護・高齢・障害共通】指導監査（実地指導等）の流れ

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/24992.html>

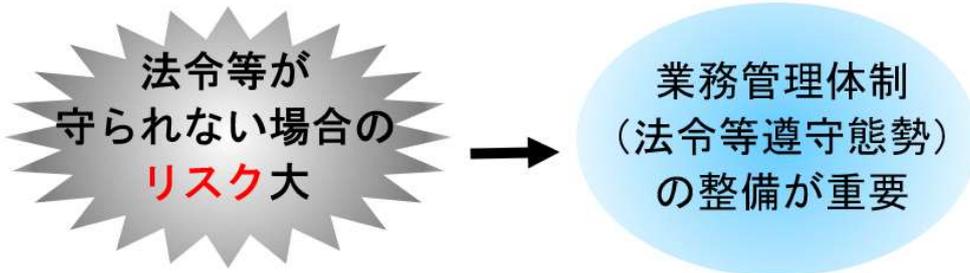
前橋市ホームページ>組織から探す>福祉部>指導監査課>業務案内
>【介護・高齢】実地指導等の事前提出資料（介護・高齢分野）

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/23978.html>

(3) 監査と行政処分

監査により、介護報酬の不正請求や人格尊重義務違反等が確認された場合は、その内容や程度により行政処分（指定の取消・効力の停止）が行われます。また、基準条例で定める人員を満たしていない場合や設備・運営について基準条例に従って適正な運営がなされていないことが確認された場合は、その内容や程度により改善を勧告し、これに従わない場合は、改善措置を命じます。

このような場合、事業者や事業所の名称等が公示され、行政処分そのものによる経営的損失の他、社会的な信用を損ねることにつながります。また、不正請求の場合は、不正に支払いを受けた介護報酬は返還しなければなりません。その際、不正請求額に40%の加算金が上乗せされて徴収されます。



なお、監査により、行政処分や改善勧告に至らない違反を確認した場合は、文書指摘や口頭指導により改善を指導します。

(4) 前橋市内の行政処分及び改善勧告の事例

| 行政処分 | 種別 | 処分内容 | 処分事由 |
|----------|------|------------------|--|
| 平成 30 年度 | 通所介護 | 指定の全部の効力の停止（3か月） | 【不正請求】 通所介護費を不正に請求し、受領した。 ・サービス提供時間が算定要件を満たしていない。等 |
| 平成 30 年度 | 訪問看護 | 指定の全部の効力の停止（3か月） | 【不正請求】 訪問看護費を不正に請求し、受領した。 ・主治医の指示を受けていない。 ・訪問看護を提供した記録が存在しない。 ・居宅サービス計画に位置付けがない。 ・准看護師による訪問看護について所要の減算を行っていない。等 |
| 令和元年度 | 訪問介護 | 指定取消 | 【不正請求】 訪問介護費を不正に請求し受領した。 ・訪問介護を提供した記録が存在しない。 ・訪問介護の提供内容と整合しない請求を行った。 ・初回加算について、算定要件を満たしていない。等 |

| 改善勧告 | 種別 | 勧告内容 | 勧告事由 |
|---------|------|---|---|
| 令和 3 年度 | 通所介護 | ・利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。 ・認知症である利用者に対して、特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。 ・管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行うこと。等 | 事業所内において、認知症である利用者に対し、高齢者虐待に該当する身体的拘束が行われた。 |

2 業務管理体制

介護保険法の改正により、令和3年4月1日から、介護サービス事業者について、指定事業所が同一の中核市内に所在する場合には、業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の権限が都道府県から中核市へ移譲されました。(注1) この改正により中核市では、不正事案が発生した際に、事業所への立入検査に加え、事業者本部における業務管理体制を含めた包括的な確認を行い、迅速かつ効率的に事業所の監督が出来るようになりました。

介護サービス事業者に求められている業務管理体制が適切に整備され、問題なく運用できているか、各事業者の実態と照らし合わせ、改めて確認をしてください。

(注1) この法改正に伴う、届出書の提出は必要ありません。

※本項目の作成にあたっては、厚生労働省 HP 掲載資料の他「介護サービス事業者の業務管理体制の整備のあり方及び監督者による確認検査項目に関する調査研究事業報告書」(平成29年3月株式会社浜銀総合研究所)を参考にしました。

ステップ1：介護サービス事業者に法令遵守が強く求められる理由

介護サービス事業者は、利用者にサービスを提供し、介護保険から収入を得ています。この介護保険制度は、40歳以上の国民から集めた保険料と公費により利用者に必要なサービスを提供し、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした、公的性格が極めて強い制度です。このため、介護サービス事業者には、利用者に対する適切なサービス提供が求められることはもちろんのこと、介護保険制度の健全な運営と国民からの信頼を確保するために、法令等の自主的な遵守が強く求められています。

ステップ2：法令遵守と業務管理体制の整備の義務

法令の遵守は、介護サービス事業者の義務として、介護保険法で定められています。更に、法令遵守の義務の履行を確実なものとするため、業務管理体制の整備についても義務付けられています。

介護保険法 第78条の4第8項

指定地域密着型サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。(注2)

介護保険法 第115条の3第1項(抜粋)

指定地域密着型サービス事業者は、第78条の4第8項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

(注2) 指定地域密着型サービス事業者以外の事業者についても、それぞれ規定があります。

ステップ3：業務管理体制に係る届出

法令上で義務付けられている整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所等の数に応じて定められています。また、介護保険事業に新たに参入したとき、届出事項（注2）に変更が生じたとき（法令遵守責任者の変更等）又は届出先の区分に変更が生じたとき（他市に新規の事業所を開設した場合等）に業務管理体制について届出を行う必要があります。

（業務管理体制整備の内容）



【届出先】

| 区 分 | 届出先 |
|---|-------------------|
| ① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 厚生労働大臣 |
| ② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 主たる事務所の所在地の都道府県知事 |
| ③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者 | 指定都市の長 |
| ④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者（※2） | 中核市の長 |
| ⑤ 地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者 | 市町村長 |
| ⑥ ①から⑤以外の事業者 | 都道府県知事 |

（※1）事業所数には、介護予防事業所は含むが、みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は、含まない。
（みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。）

（※2）指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く。（届出先は、都道府県知事）

（厚生労働省HP掲載「介護サービス事業者の業務管理体制について」から抜粋）

前橋市の業務管理体制の届出先：介護保険課指導係

届出書類等は前橋市ホームページからダウンロードできます。

前橋市ホームページ>申請書ダウンロード>福祉部>介護保険課
>介護保険法に基づく申請・届出>介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出
<https://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/16/1/1/13023.html>

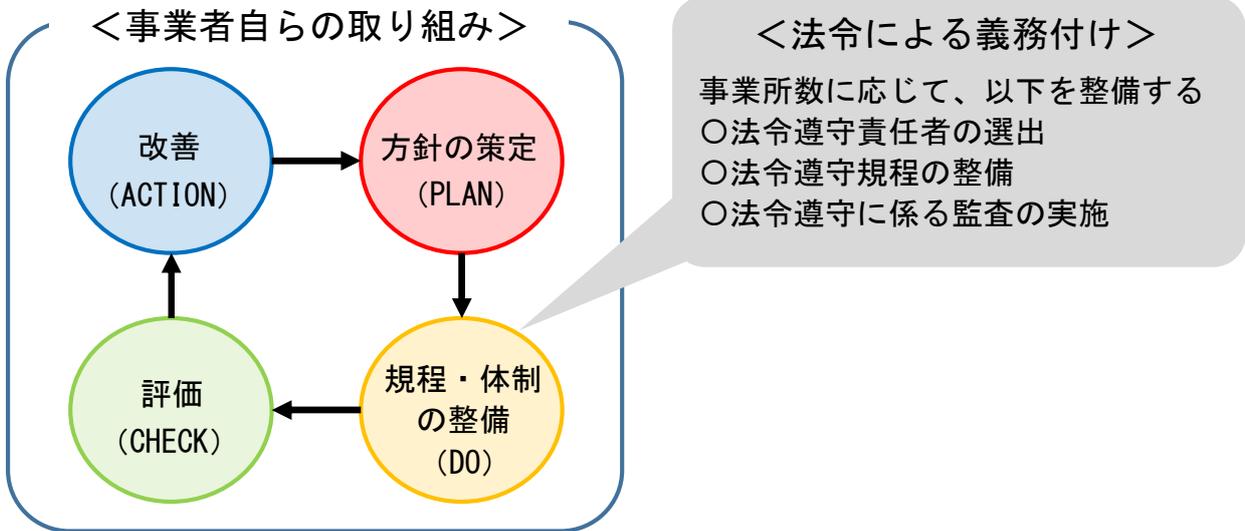
（注2）届出事項

- ①事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ②法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- ③業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定又は許可を受けている事業所数が20以上の場合）
- ④業務執行の状況の監査の方法の概要（指定又は許可を受けている事業所数が100以上場合）

届出事項に変更が生じたときは届出が必要

ステップ4：業務管理体制（法令等遵守態勢）の仕組み

【法令等遵守態勢（注3）の概念図】



(注3) 「法令等遵守」とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的（社会的要請）や社会通念に沿った適応を考慮したものであり、「態勢」とは、組織の様式（体制）だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組を指しています。

(厚生労働省HP掲載「介護サービス事業者の業務管理体制について」から抜粋 概念図は、再構成)

法令上で義務付けられている整備すべき業務管理体制は、事業者が整備する業務管理体制の一部であり、事業者は、自らの組織形態に見合った合理的な体制を整備する必要があります。ことに留意してください。

<具体的な取組例>

| | |
|------------------|--|
| 方針の策定 (PLAN) | <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守の方針を就業規則の中で明らかにし、従業員に対し、新規採用時の研修の中で説明する。 |
| 規程・体制の整備 (DO) | <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守責任者が、行政からの通知や厚生労働省・関係団体のホームページ等から法改正等を含む法令遵守に関する情報を収集し、従業員へ定例会議の中で周知する。 ・法令遵守責任者だけでなく、各事業所ごとに法令遵守に関する担当者を置く。 |
| 評価 (CHECK) | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員へのアンケートや自主点検を実施し、法令遵守に関する取組状況の評価を行う。 ・第三者（外部の者）等による評価を受ける。 |
| 改善 (ACTION) | <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守に関する取組状況の評価の結果を受けて、マニュアルや手順書等の見直しを行う。 ・事故や苦情の事例について、再発防止策を検討し、その内容を従業員へ周知する。 |

取組例は一例です。事業者の規模や従業員の体制、提供しているサービス種類など、それぞれの状況に応じた取組を行ってください。

ステップ5：業務管理体制の検査

指導監査課では、前橋市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないとされた介護サービス事業者に対し、以下の検査を行っています。

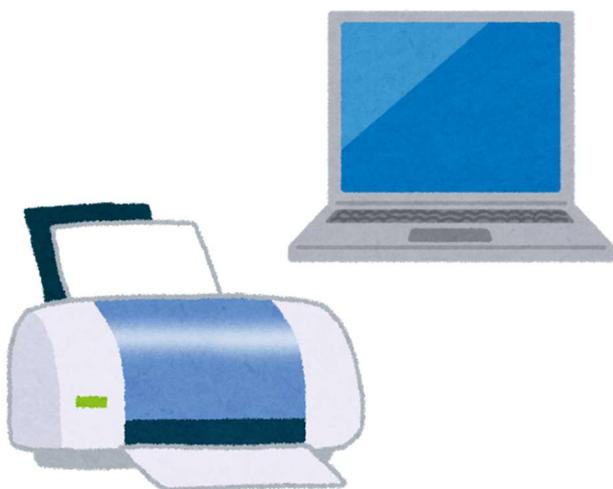
| 種類 | 実施方法等 |
|------|--|
| 一般検査 | <ul style="list-style-type: none">・原則として6年に1回以上、通常は、実地指導に合わせて定期的に実施するもの。・業務管理体制の整備に係る一般検査調書及び法令遵守責任者へのヒアリングによって業務管理体制の整備・運用状況を確認する。 |
| 特別検査 | <ul style="list-style-type: none">・指定等取消処分相当事案が発覚した場合に、業務管理体制の整備状況及び当該事案への組織的関与の有無を検証するために実施するもの。・サービス事業所の他、対象事業者本部への立ち入りを行う場合もある。 |

業務管理体制の整備に係る一般検査調書は、前橋市ホームページからダウンロードできます。一般検査の受検時だけでなく、自主点検表としてもご利用ください。

前橋市ホームページ>組織から探す>福祉部>指導監査課>業務案内

>【介護・高齢】実地指導等の事前提出資料（介護・高齢分野）

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/23978.html>



3 基準改正事項（地域密着型通所介護）

令和3年度基準改正

地域密着型通所介護に係る令和3年度の主な基準の改正事項です。義務付けの適用にあたっては、経過措置のあるものは、令和6年3月31日までの間は、努力義務となります。現時点で改正に対応できていない場合は、早期に対応できるように計画的に準備を進めてください。

| | 基準条例 | 解釈通知等による補足 |
|------------------------------------|--|--|
| 感染症対策の強化 経過措置あり | 事業者（注1）は、事業所（注2）において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 | (1) 委員会 ・感染対策担当者を決めておく。 ・テレビ電話装置等を活用可能。 (2) 指針 ・平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 (3) 研修及び訓練 ・研修は年1回以上及び新規採用時に実施し、研修の実施内容を記録する。 ・訓練は年1回以上実施する。 |
| 業務継続に向けた取り組みの強化 経過措置あり | 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供（注3）を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 | (1) 業務継続計画 ・感染症に係る業務継続計画 ・災害に係る業務継続計画 上記を一体的に策定することも可。 (2) 研修及び訓練 ・研修は年1回以上及び新規採用時に実施し、研修の実施内容を記録する。 ・訓練は年1回以上実施する。 |
| 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ 経過措置あり | 事業者は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 | 介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけたもの。 （認知症介護基礎研修の具体的な受講方法等については、群馬県ホームページに掲載の案内を参照） |

| | 基準条例 | 解釈通知等による補足 |
|---------------------------------|---|---|
| ハラスメント 対策の強化 | 事業者は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 | セクシャルハラスメントは、上司や同僚に限らず、利用者やその家族から受けるものも含まれる。 事業主が講ずべき措置の具体的内容 ・ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 ・ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 |
| 高齢者虐待防止の推進 経過措置あり | 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 (4) 上記(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | (1) 委員会の具体的検討事項 ・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事 ・ 虐待の防止のための指針の整備に関する事 ・ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事 ・ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関する事 ・ 従業員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事 ・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事 ・ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事 (2) 指針に盛り込むべき事項 ・ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ・ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ・ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ・ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ・ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ・ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |

| | 基準条例 | 解釈通知等による補足 |
|---------------------------------|---|--|
| 高齢者虐待防止の推進 経過措置あり | | (3) 研修 ・研修は年1回以上及び新規採用時に実施し、研修の実施内容を記録する。 (4) 担当者 ・上記(1)～(3)の措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くこと。 ・虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 |
| | 事業者が運営規程に定めておく事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加する。 | 虐待の防止に係る組織内の体制や虐待が発生した場合の対応方法等の内容を運営規程に定める。 |

(注1) 事業者：指定地域密着型通所介護事業者

(注2) 事業所：指定地域密着型通所介護事業所

(注3) サービス提供：指定地域密着型通所介護の提供

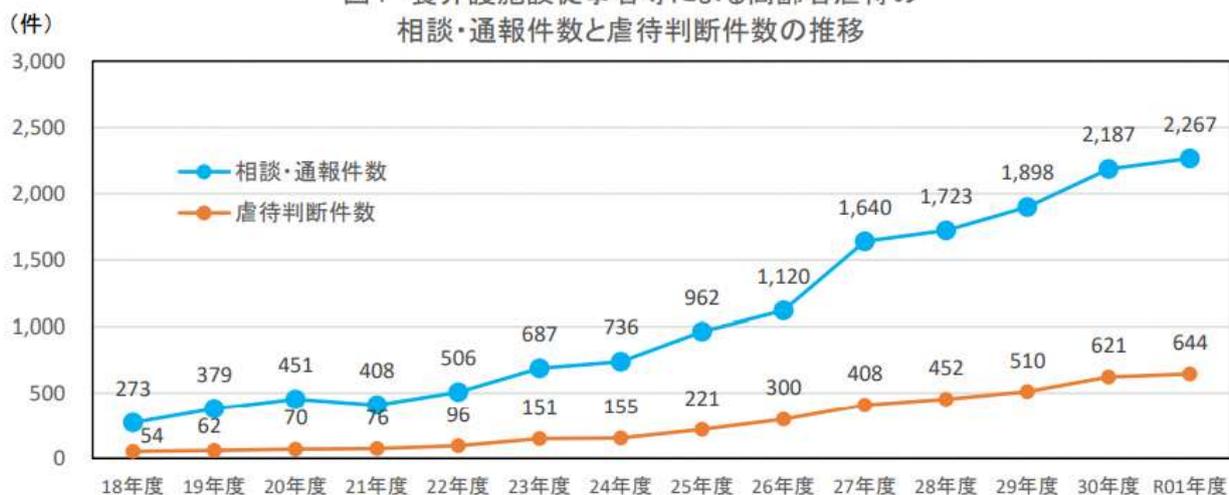


4 高齢者虐待防止

国が実施した調査によると、養介護施設従事者等による高齢者虐待と認められた件数は増加傾向にあり、令和元年度は過去最多となっています。虐待の発生要因としては「教育・知識・介護技術等に関する問題」が半数以上と最も多く、養介護施設の設置者や従業者の方が、まず、高齢者虐待防止について正しい知識を得ることが重要であることがうかがえます。

【厚生労働省 令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査】

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



| 内容 | 件数 | 割合 (%) |
|-----------------------------|------|--------|
| 教育・知識・介護技術等に関する問題 | 366件 | 56.8 |
| 職員のストレスや感情コントロールの問題 | 170件 | 26.4 |
| 虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等 | 132件 | 20.5 |
| 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ | 81件 | 12.6 |
| 倫理観や理念の欠如 | 75件 | 11.6 |
| 虐待を行った職員の性格や資質の問題 | 59件 | 9.2 |
| その他 | 10件 | 1.6 |

高齢者虐待防止法に加え、令和3年4月1日から、全ての介護サービス事業者を対象に、運営基準に高齢者虐待防止の推進についての規定が新設されました。各事業所においても、利用者の人権の擁護が図られているか虐待の防止の措置が適切に機能しているか確認を行ってください。

※本項目の作成にあたっては、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」2019.3厚生労働省老健局（以下、「高齢者虐待防止マニュアル」という。）を参考にしました。

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待とに分けて定義しています。養介護施設従事者等による高齢者虐待は老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う次の行為とされています。

| 区分 | 虐待行為とその具体例 |
|-------------|--|
| 身体的虐待 | <p>高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>□本人に向け物を投げつける。(高齢者の身体に接触しなくても高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断する。)</p> <p>□医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。</p> <p>□「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制。</p> |
| 介護・世話の放棄・放任 | <p>高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</p> <p>□入浴しておらず異臭がする、汚れのひどい服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。</p> <p>□褥瘡ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。</p> <p>□医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。</p> <p>□ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。</p> <p>□職務上の義務を著しく怠る。</p> |
| 心理的虐待 | <p>高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>□「ここにいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。</p> <p>□排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などという。</p> <p>□他の利用者に高齢者や家族の悪口を言いふらす。</p> <p>□トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。</p> <p>□面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。</p> <p>□浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせる。</p> |
| 性的虐待 | <p>高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>□排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のまま放置する。</p> <p>□人前でおむつ交換をし、その場面を見せないための配慮をしない。</p> |
| 経済的虐待 | <p>高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。</p> <p>□事務所に金銭を寄付・寄贈するよう強要する。</p> <p>□高齢者のお金を無断で使う、処分する、無断流用する。</p> <p>□日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。</p> |

◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇

| | 養介護施設 | 養介護事業 | 養介護施設従事者等 |
|------------|---|--|----------------------------------|
| 老人福祉法による規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム | <ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 | 「養介護施設」又は「養介護事業」の (※)業務に従事する者 |
| 介護保険法による規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター | <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 | |

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます（高齢者虐待防止法第2条）。

ポイント2：通報義務

高齢者虐待防止マニュアル P16

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています。また、自身が従事する養介護施設等で、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報することが義務として定められています。

前橋市の高齢者虐待通報先

| | 通報先 | 電話番号 | 受付時間 |
|-------------------|--------------|--------------|-----------------------|
| 養介護施設従事者等による高齢者虐待 | 介護保険課 指導係 | 027-898-6132 | 平日 午前8時30分～午後5時15分 |

ポイント3：不利益処分の禁止

高齢者虐待防止マニュアル P82

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等（注1）をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが規定されています。また、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないとされています。

こうした規定は、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられています。

（注1）虚偽の通報及び過失（虐待があったと考えることに合理性がない場合）によるものを除く。

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません。職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行うことが必要です。

また、経営者・管理者層にあつては、虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待（疑い）を発見した場合は、自ら通報義務を負うことを自覚する必要があります。

虐待の未然防止・早期発見に有効な取組例

| |
|---|
| <input type="checkbox"/> 虐待予防・早期発見の責任者を明確にし、日常実施すべき役割を虐待対応マニュアルに反映させる。 |
| <input type="checkbox"/> ヒヤリハット報告書に虐待兆候を把握するための項目を追記する。 |
| <input type="checkbox"/> 利用者・家族からの苦情報告書に虐待の兆候がないか確認する。 |
| <input type="checkbox"/> 虐待防止に係る研修実施後に受講者からのアンケートによって理解度を評価し、理解度が低い内容について再度研修を実施できるようにする。 |
| <input type="checkbox"/> 安全委員会の機会などを利用し、現場の課題に対して職員をねぎらいながら解決への指導を行う。 |
| <input type="checkbox"/> 不満や不安の兆候がある職員に対し、個別の声かけを行い相談受け入れ体制を示す。 |

高齢者虐待防止マニュアル P93「指導に沿った改善計画例」の改善内容から抜粋

5 実地指導における指摘事例

本市で実施した実地指導の際に、改善指導事項として指摘した事例を掲載します。事業所において、類似の事例がないかご確認いただくとともに、介護保険制度の理解やサービスの質の向上のためにご活用ください。

【指摘事例の見方】

| | |
|----|-------------------------------|
| 事例 | 実地指導において確認された具体的な不適切な事例 |
| 指摘 | 実地指導の結果として指摘した事項 指摘の根拠 |

○指摘事項の補足等

(1) 指定地域密着型サービスの事業の一般原則

| | |
|----|---|
| 事例 | 車椅子のY字型拘束帯やミトンを使用している利用者があるが、身体拘束の3原則に該当するか確認していない。 |
| 指摘 | 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、その妥当性（切迫性・非代替性・一時性）や実施方法について十分検討してください。 基準条例第3条 |

○緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、手続き面についても以下の点に留意してください。また、記録が必要です。

- (1) 拘束が必要な理由、拘束の方法、拘束の時間帯及び拘束期間について、利用者又はその家族に対し説明すること。なお、拘束期間を設定するとともに拘束期間ごとに利用者又はその家族に対し説明すること。
- (2) 身体拘束の解除に向けた検討を随時行うこと。
- (3) 身体拘束を実施した際の利用者の心身の状態等について経過観察を行うこと。

(2) 内容及び手続の説明及び同意

| | |
|----|--|
| 事例 | 介護報酬改定について、既利用者に対して口頭で説明しているが、文書を交付しておらず、利用者の同意を得ていない。 |
| 指摘 | 令和3年4月の介護報酬改定について、既利用者に対して変更内容を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得てください。 基準条例第60条の20の規定により準用する第10条 |

(3) 心身の状況等の把握

| | |
|----|---|
| 事例 | サービス担当者会議の記録を作成しておらず、介護支援専門員から「サービス担当者会議の要点」が交付された場合のみ保管している。 |
| 指摘 | サービス担当者会議に出席した場合は、出席者名、開催日時、開催場所及び検討内容がわかるよう記録してください。 基準条例第60条の6 |

○介護支援専門員には、「サービス担当者会議の要点」を各サービス担当者へ交付する義務はありません。「サービス担当者会議の要点」の交付を受けない場合は、事業所として記録を作成する必要があります。

(4) サービス提供の記録

| | |
|----|--|
| 事例 | 医療行為が行われているが、記録がなく、有資格者（看護職員等）が実施したことが明らかでない。 |
| 指摘 | 経管栄養の栄養剤の注入及び喀痰吸引については、医療行為に当たることから、利用者名、実施者名、実施日時及び実施内容等を具体的に記録してください。 基準条例第60条の20の規定により準用する第21条 |

| | |
|----|---|
| 事例 | 個別の利用者について、理美容サービスに要した時間が記録されていない。 |
| 指摘 | 利用者が、サービス提供時間中に、理美容サービスを利用した場合について、理美容サービスに要した時間は、指定地域密着型通所介護のサービスに含まれないことから、理美容サービスに要した時間を記録するとともに、介護報酬の算定に当たっては、地域密着型通所介護計画に位置付けられた標準的なサービス提供時間から理美容サービスに要した時間を控除した時間数に応じて地域密着型通所介護費を算定してください。 基準条例第 60 条の 20 の規定により準用する第 21 条、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせる場合の取扱いについて（介護保険最新情報 Vol.678） |

| | |
|----|--|
| 事例 | 屋外においてサービスを提供しているが、実施日時、実施場所、実施内容、参加者等について記録がない。 |
| 指摘 | 指定地域密着型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であることから、屋外でのサービス提供については、以下の点を満たして実施したことがわかるよう記録してください。 (1) 外出について、あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けること。 (2) 効果的な機能訓練等のサービスを提供することが目的であること。 (3) 外出行事については、指定地域密着型通所介護事業所の年間事業計画に位置付けること。 (4) 外出行事を実施しようとする場合は、利用者に対して実施内容を事前に周知し、参加希望の有無を確認すること。また、参加を希望しない利用者へのサービス提供を拒否してはならないこと。 (5) 外出する側と事業所に残る側の双方に従業員を適切に配置すること。 (6) 外出時間は地域密着型通所介護サービス提供時間の半分以下であること。 (7) 単なる外食・買い物・ドライブのための外出は地域密着型通所介護として認められないこと。 基準条例第 60 条の 20 の規定により準用する第 21 条、第 60 条の 9、指定（介護予防）通所介護における屋外サービスの提供について（平成 27 年 1 月 19 日前橋市福祉部介護高齢課長事務連絡）※本集団指導資料参考 2 を参照 |

○サービス提供記録は、地域密着型通所介護費や加算を請求する際の根拠となります。必要な要件を満たしていることが確認できるように適切に記録し、保存してください。

○サービス提供の記録は、その完結の日から 5 年間保存します。「その完結の日」とは、個々の利用者について、契約終了により一連のサービス提供が終了した日を指します。

(5) 地域密着型通所介護計画の作成

| | |
|----|--|
| 事例 | 認定更新の際の計画作成時にアセスメントを実施していない。 |
| 指摘 | 初回の地域密着型通所介護計画の作成時だけでなく、計画の変更時についても、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて地域密着型通所介護計画を作成してください。 基準条例第 60 条の 10 |

(6) 勤務体制の確保等

| | |
|----|---|
| 事例 | <ul style="list-style-type: none"> ・併設住宅型有料老人ホームと指定地域密着型通所介護の両方の業務に従事している場合に、それぞれの勤務時間帯が明確にされておらず、勤務時間についても区分されていない。 ・同一の職員が生活相談員及び介護職員（看護職員及び機能訓練指導員）として勤務しているが、それぞれの職種での勤務時間帯が明確されておらず、勤務時間についても区分されていない。 |
| 指摘 | <p>複数のサービス又は職種に従事している従業者については、サービス又は職種ごとの勤務時間を勤務表上明確に区分してください。 基準条例第 60 条の 13</p> |

| | |
|----|---|
| 事例 | <p>ハラスメントの防止について、就業規則で規定されているが、従業者に認知されていない。また、ハラスメントの相談窓口がない。</p> |
| 指摘 | <p>職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発を行ってください。また、ハラスメントの相談に応じ、適切に対応するための体制を整備してください。 基準条例第 60 条の 13</p> |

(7) 非常災害対策

| | |
|----|---|
| 事例 | <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害訓練の実施回数が不足している。 ・非常災害訓練の実施記録が作成されていない。 |
| 指摘 | <p>非常災害訓練については、昼間訓練を年 2 回以上実施するとともに、実施記録を作成してください。 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 3 条の 2 第 2 項及び別表第一（六）項ハ、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条第 10 項、基準条例第 60 条の 15 第 1 項、社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和 62 年 9 月 18 日社施第 107 号）</p> |

○非常災害訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めます。

(8) 地域との連携等

| | |
|----|--|
| 事例 | <p>運営推進会議の議事録を作成していない。</p> |
| 指摘 | <p>運営推進会議については、おおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、議事録を作成してください。 基準条例第 60 条の 17</p> |

○運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設け、これらの事項について記録を作成します。

○運営推進会議の開催については、国が示している開催方針（新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 3 報）問 8）に加え、本市発出の新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議等の臨時的な取扱いについて（令和 4 年 1 月 13 日前橋市長）をご確認いただき、適切にご対応をお願いします。※本集団指導資料参考 2 を参照

(9) 介護報酬

介護報酬の請求にあたっては、報酬告示、留意事項通知、関係する Q&A 等をご確認のうえ、算定要件を満たしていることをご確認ください。

誤って介護報酬や加算を請求していたことが判明した場合は、過誤調整等により保険者・利用者に対し、誤請求額について返還することが必要となります。

なお、実地指導によって誤請求が確認された場合は、自主点検を行うことや自主点検結果及び保険者・利用者への返還状況について市への報告を求めています。

入浴介助加算（Ⅱ）

| | |
|----|---|
| 事例 | 個別機能訓練加算取得にあたっての訪問と同時に、国が示す「生活機能チェックシート」を活用して居宅訪問を行い、浴室における当該利用者の動作については評価・記録しているが、浴室の環境について評価していない。 |
| 指摘 | 入浴介助加算(Ⅱ)の算定にあたっては、利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行う必要があることから、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者が利用者の居宅を訪問した際は、浴室における当該利用者の動作だけでなく、浴室の環境を評価し、記録してください。 報酬告示別表 2 の 2 注 10、大臣基準告示第 14 号の 3、留意事項通知第 2 の 3 の 2(8) |

【単位数・算定要件等】（市町村への届出要）

入浴介助加算（Ⅰ） 40 単位 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。

入浴介助加算（Ⅱ） 55 単位 次のいずれにも適合すること。

- (1) 入浴介助加算（Ⅰ）に掲げる基準に適合すること。
- (2) 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。
- (3) 指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状況、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。
- (4) (3)の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行うこと。

個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ

| | |
|----|--|
| 事例 | 個別機能訓練を実施したことは記録されているが、実施者や実施時間について記録がなく、理学療法士等が機能訓練を行っていること及び合計で 2 名以上の理学療法士等を配置している時間帯において個別機能訓練を実施したことが確認できない。 |
| 指摘 | 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの算定にあたっては、個別機能訓練に係る実施者、実施時間（開始及び終了時刻）及び訓練内容が明確にわかるよう記録してください。 報酬告示別表 2 の 2 注 13、大臣基準告示第 51 号の 4、留意事項通知第 2 の 3 の 2(11)、令和 3 年度報酬改定 Q&A (Vol. 3) 問 53 |

【単位数・算定要件等】（市町村への届出要）

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 56 単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。
- (2) 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。
- (3) 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。
- (4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅での生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。
- (5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。

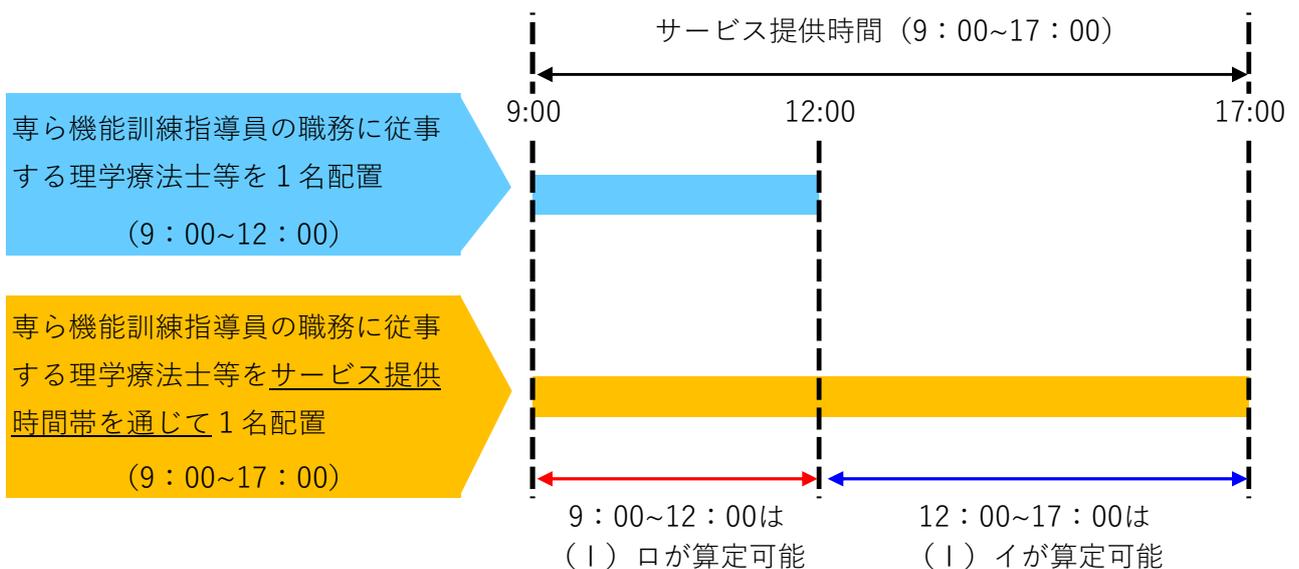
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ 85 単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 個別機能訓練加算（Ⅰ）イの(1)で配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置していること。
- (2) 個別機能訓練加算（Ⅰ）イの(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

個別機能訓練加算（Ⅱ） 20 単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又は個別機能訓練加算（Ⅰ）ロに掲げる基準に適合すること。
- (2) 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

○令和3年度報酬改定 Q&A (Vol. 3) 問 53 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの人員配置要件の例



口腔機能向上加算

| | |
|----|--|
| 事例 | 利用者の口腔機能についてスクリーニングや口腔清掃の実施等について記録しているが、評価をしておらず、3月を超えて引き続き口腔機能向上加算を算定することができる利用者であるか確認できない。 |
| 指摘 | 口腔機能向上加算は、原則として、3月以内の期間に限り算定が可能であることから、3月を超えて引き続き算定を行う利用者については、おおむね3月ごとの口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者であることを明確にしてください。 報酬告示別表2の2注20、大臣基準告示第51号の7、留意事項通知第2の3の2(18) |

【単位数・算定要件等】（市町村への届出要）

口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を加算する。

口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- (5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。

口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）の(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

サービス提供体制強化加算

| | |
|----|--|
| 事例 | 新規にサービス提供体制強化加算に係る体制等を届け出た際には、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を算出していたが、翌年度以降について介護福祉士の占める割合を算出しておらず、所定の割合を上回っているか確認できない。 |
| 指摘 | サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、前年度（3月を除く。）における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合について、毎年度算出し、記録してください。 報酬告示別表2の2ハ、大臣基準告示第51号の8、留意事項通知第2の3の2(25) |

【単位数・算定要件等】（市町村への届出要）

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22 単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

① 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上 であること。

② 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上 であること。

(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18 単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。

(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

① 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上であること。

② 指定地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。

(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）イ 48 単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。

(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ロ 24 単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数 3 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。

(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。

参考 1 関係法令等一覧

【介護保険法】

- ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

【高齢者虐待防止法】

- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）

【基準条例】

- ・前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年前橋市条例第 42 号）

【解釈通知】

- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）

【報酬告示】

- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号）

【大臣基準告示】

- ・厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 95 号）

【留意事項通知】

- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号）

事業の運営や介護報酬の請求について、不明な点がある場合は、まず、関係法令等をご確認ください。

基準条例に定める基準は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定地域密着型サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

参考2 前橋市発出通知

過去に発出した地域密着型通所介護に関連する通知です。ご確認ください。

参考3 介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント

厚生労働省のホームページに掲載されている労働関係のパンフレットです。ご活用ください。

